

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却の適用期限の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税 10) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)
		② 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設(一の共同利用施設の取得価額が 400 万円(建物にあっては、600 万円)以上のものに限る。)に係る取得価額の6%の特別償却制度
			《要望の内容》 適用要件について所要の見直しを行い、適用期限を2年間延長する(令和9年3月 31 日まで)。
			《関係条項》 ・租税特別措置法第 44 条の3 ・租税特別措置法施行令第 28 条の6
5	担当部局		厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和元～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 55 年:創設 昭和 57 年～平成 21 年:期限切れごとに延長 平成 23 年:特別償却割合を 8%から 6%に引き下げ 平成 25 年:2年間の延長 平成 27 年:取得価格要件 100 万円以上を設定 平成 29 年:取得価格要件を 200 万円以上に引き上げ 平成 31 年:2年間の延長 令和 3 年:取得価格要件を 400 万円以上に引き上げ 令和 5 年:建物の取得価額要件を 600 万円以上に引き上げ
8	適用又は延長期間		2年間(令和7～令和8年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(以下、「生衛法」という。)に基づき国民の生活に密接に関係のある生活衛生関係営業(飲食業、理容業、美容業、旅館業、公衆浴場業及びクリーニング業等)について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るために業種ごとに各都道府県に一つ組織することができるとされている。 また、生衛法第 56 条の2に基づき厚生労働大臣が定める業種ごとの振興に関する指針(振興指針)において、生活衛生関係営業の課題に対する対応として、事業の共同化の推進により、経営の健全化等を図り、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上(営業者の衛生管理

				の技術向上や衛生施設の衛生水準の向上)を図ることとされている。 生活衛生同業組合等は、当該振興指針に基づく振興計画を策定し、厚生労働大臣の認定を受け、生活衛生同業組合等が当該計画に基づき行う事業として、税制上の措置を活用しながら共同利用施設整備を促進することで、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上につなげる。 《政策目的の根拠》 生衛法第8条第1項 生衛法第56条の5等
			② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標4-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
			③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等の共同利用施設整備を通じ、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化とともに、衛生水準の維持向上を図ることで、令和8年度における生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスへ改善することを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 当該税制を適用し、生活衛生同業組合等の共同利用施設整備を促進することで、生活衛生関係営業の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、衛生水準の維持向上が図られ、生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスへ改善されることが期待される。
10	有効性等	① 適用数	令和元年度 0件 令和2年度 0件 令和3年度 0件 令和4年度 1件 令和5年度 0件 令和6年度 1件 令和7年度 1件 令和8年度 1件 ※ 令和元年度～令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より。 令和5～7年度は、生活衛生同業組合等による共同利用施設の整備に関する調査(厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課調べ)による。令和8年度については、令和6、7年度予定を踏まえ推計。	
		② 適用額	令和元年度 0百万円 令和2年度 0百万円 令和3年度 0百万円 令和4年度 0.28百万円 令和5年度 0百万円 令和6年度 1.23百万円 令和7年度 0.60百万円 令和8年度 0.92百万円	

			※ 令和元年度～令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より。 令和5～7年度は、生活衛生同業組合等による共同利用施設の整備に関する調査(厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課調べ)による。令和8年度については、令和6、7年度予定を踏まえ推計。
	③	減収額	○法人税 令和元年度 0百万円 令和2年度 0百万円 令和3年度 0百万円 令和4年度 0.05百万円 令和5年度 0百万円 令和6年度 0.23百万円 令和7年度 0.11百万円 令和8年度 0.17百万円 ○法人住民税 令和元年度 0万円 令和2年度 0万円 令和3年度 0万円 令和4年度 0.5万円 令和5年度 0万円 令和6年度 2万円 令和7年度 0.8万円 令和8年度 1.2万円 ○法人事業税 令和元年度 0百万円 令和2年度 0百万円 令和3年度 0百万円 令和4年度 0.02百万円 令和5年度 0百万円 令和6年度 0.12百万円 令和7年度 0.05百万円 令和8年度 0.08百万円 ※ 令和元年度～令和4年度の法人税については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、法人住民税及び法人事業税については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より。 令和5～7年度は、生活衛生同業組合等による共同利用施設の整備に関する調査(厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課調べ)による。令和8年度については、令和6、7年度予定を踏まえ推計。

11	相当性	④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 生活衛生関係営業者については、長きにわたったコロナ禍の影響が残る事業者もある中、物価高騰等の影響やゼロゼロ融資の返済が本格的に開始したこと等により、生活衛生関係営業者の経営は依然として厳しい状況にある。この様な中で、生活衛生関係営業者から成る生活衛生同業組合等においても財政状況が悪化している組合等もあり、資金繰りが難しい中で、共同利用施設の整備を行ったが税制が適用となる取得価額要件に至っていないケースもあった。 結果として、本税制措置の近年の適用実績は令和4年度に1件であったが、業況判断DIは当時から現在においてプラスへ向かって回復傾向ではあったが、依然としてマイナスで低調であり、回復には至っていない。 引き続き、令和6年度を含む今後の整備予定もある中で、当該税制措置も活用しながら整備を促進していくことで、生活衛生関係営業の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図ることができる。 日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の設備投資動向(2023年)」によれば、引き続き、設備投資に意欲のある生活衛生関係営業者は一定数存在しており、これらの整備についても共同利用施設として生活衛生同業組合等が実施することで、個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスに改善し、業況判断DIが年間を通じてプラスの数値で安定的に推移するものとする。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置を活用しながら整備を促進していくことで、国民生活に密着した生活衛生関係営業の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上が図られる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本税制措置を活用した生活衛生同業組合等の共同利用施設の整備の促進により、国民生活と密着し、地域経済の基盤である生活衛生関係営業の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図られ、もって、国民に対する衛生的で質の高いサービスの提供や雇用情勢の改善にも寄与することが見込まれる。 その効果は、当該生活衛生同業組合等の営業者全体に波及し得ることから、本税制措置により、当該業界全体に対して政策効果が発現するものと考えられる。
		① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置は、生活衛生同業組合等が策定する振興計画に基づく事業として共同利用施設事業を行う場合に適用されるものであり、振興計画は、厚生労働大臣が定める振興指針に基づき作成され、厚生労働大臣の認定を受けることから、適切な制度設計としている。 また、本税制措置は、議員立法である環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の昭和54年の一部改正により、法律上の位置付けがされ、翌年に創設されたものであるが、今日においても、大半が中小零細である生活衛生関係営業者が地域経済・地域社会でその役割を果たしていくため、生活弱者である高齢者、子育て世帯等の生活を支える役割とともに、環境・エコ、安心・安全なサービスの提供や物

			価高騰の課題に対応していく必要がある。 本税制措置の近年の適用実績は、令和４年度に１件となっているが、本年度を含む今後の整備予定もある中で、当該税制を引き続き適用することで、生活衛生関係営業の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図ることができる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	生活衛生同業組合等に対する低利での貸付制度を日本政策金融公庫に措置することで、共同利用施設の整備を促進する。当該貸付制度は、衛生施設の衛生水準を高めるために必要な設備資金や、経営改善のために必要な運転資金、生活衛生同業組合等が振興計画に基づき実施する共同施設整備の整備に係る資金を低利で貸付を行う、資金繰りのための支援策となっている。 また、補助金による支援としては、生活衛生同業組合等が組合員の共同事業や共同利用施設の整備の検討や衛生規制の遵守・衛生水準の維持・向上等に必要な研修や広報等を進めるために必要なソフト事業に対して補助するものである。 融資・補助金・税制とそれぞれ支援の方法が異なっているが、共同利用施設の整備を促進するものであり、様々な手当により、総合的に整備を促進していくものである。 なお、衛生規制は国、都道府県等が各業に係る法律（食品衛生法、理容師法、美容師法、旅館業法、公衆浴場業及びクリーニング業法等）等により、国、都道府県等が国内の公衆衛生を確保していくために生活衛生関係営業者に衛生規制を遵守することを求めるものであり、前述の融資・補助金・税制を活用して共同利用施設の整備を促進することで、当該衛生規制を遵守し、衛生水準の維持・向上を図っている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	各都道府県に設置されている生活衛生同業組合等において、当該税制を活用して共同利用施設の整備が促進されることで、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化とともに、衛生水準の維持向上が図られ、もって地域に密着した生活衛生関係営業者が安全・安心で高品質なサービス等の提供を住民に対して行うことに繋がる。
12	有識者の見解		『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第４次報告書（平成２４年７月とりまとめ公表）』において、①収益の悪化・資金調達の難しさを背景に設備投資に慎重にならざるを得ないこと、②中小零細事業者対策という視点が重要であること、③大規模な量販店やチェーンストア等の増加が相次ぎ生活衛生関係営業を取り巻く経営環境が厳しいこと、④東日本大震災の発生を受けて復旧・復興等の必要が高まっていること、等を踏まえ、対象設備を政策効果の高い重点４分野（少子高齢化・買い物弱者対策に資する設備、環境・エコ・清潔・快適に資する設備、震災復興・節電に資する設備、安全・安心の確保に資する設備）に重点化した上で、現行の政策税制としての役割を維持することが必要とされ、これら報告の提言や改革の方向性を踏まえ、平成２５年度税制改正大綱において、適切に対応するよう指摘されている。 また、平成２４年７月に、「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」が開催され、『生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための

		基本的な考え方(平成 24 年 7 月 19 日答申)』において、節電につながる共同工場や共同営業施設、共同蓄電設備などの共同利用施設の設置が可能な場合には、積極的に活用するよう指摘がされている。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和 4 年 8 月(厚労 02)